



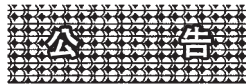
# 長野県報

9月30日(月)  
令和2年  
(2020年)  
号外

## 目次

### 公 告

人事行政の運営等の状況の公表(人事課) ..... 1



### 公 告

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年長野県条例第1号)第6条の規定により、長野県の人事行政の運営等の状況について、別冊のとおり公表します。

令和2年9月30日

長野県知事 阿部 守一

人 事 課

# 長野県の人事行政の運営等の状況

令和2年9月

長 野 県

# 目 次

1	職員の任免及び職員数に関する状況	1
(1)	新規採用者数	1
(2)	退職者数	2
(3)	定期異動の状況	3
(4)	派遣職員数	4
(5)	女性職員の登用状況	4
(6)	退職管理の状況	5
(7)	職員数の状況	6
2	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	8
(1)	勤務時間の状況	8
(2)	時差勤務の状況	8
(3)	休暇及び休業等の状況	9
(4)	時間外(超過)勤務の状況	9
3	職員の分限及び懲戒処分の状況	10
(1)	分限処分数	10
(2)	懲戒処分数	10
4	職員のサービスの状況	11
(1)	職員のサービス違反	11
(2)	営利企業等の従事許可	11
5	職員の研修及び人事評価の状況	12
(1)	職員研修の実績	12
(2)	人事評価の実施状況	13
6	職員の福祉及び利益の保護の状況	14
(1)	健康診断等の実施状況	14
(2)	共済組合の負担金・掛金	15
(3)	職員互助会の掛金・補助金	16
(4)	公務・通勤災害の認定状況	17
7	職員給与等の状況	18
(1)	人件費の状況	18
(2)	職員給与費の状況	18
(3)	ラスパイレス指数の状況	18
(4)	給与改定の状況	19
(5)	職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況	19
(6)	職員の初任給の状況	21
(7)	職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	21
(8)	級別職員数等の状況	22
(9)	職員の手当の状況	25
(10)	特別職の報酬等の状況	38
(11)	公営企業職員の状況	39
8	職員の競争試験及び選考の状況	46
(1)	採用試験の日程	46
(2)	採用試験の実施状況	53
(3)	採用選考の実施状況	55
9	給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	57
10	勤務条件に関する措置の要求の状況	59
11	不利益処分に関する審査請求の状況	59

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 新規採用者数（令和元年度）

(人)

区分	部門	採用職種	事務技術の別	採用者数	
試験	一般	大学卒業程度	事務	84	
			技術	53	
			(大学卒業程度計)	137	
		短大卒業程度	事務	0	
			技術	1	
			(短大卒業程度計)	1	
		高校卒業程度	事務	4	
			技術	6	
			(高校卒業程度計)	10	
		教育	小・中学校事務職員		16
		警察	警察官A		93
			警察官B		61
	警察職員（大学卒業程度）		7		
	警察職員（高校卒業程度）		8		
試験採用計				333	
選考	一般	特定任期付	事務	0	
			技術	0	
		一般任期付	事務	2	
			技術	3	
		任期付研究員	技術	0	
		身体障がい者	事務	14	
			技術	0	
		社会人経験者	事務	24	
			技術	17	
		外郭団体職員	事務	0	
			技術	0	
		看護師	技術	0	
		医師	技術	4	
		獣医師	技術	5	
		理学療法士等	技術	0	
		看護大学等教員	教員	4	
		割愛	事務	3	
			技術	1	
		技能労務職	技術	0	
			再任用	事務	60
	技術			24	
	教員	0			
	その他	事務	0		
		技術	4		
	教育	教諭		498	
		養護教諭		22	
		栄養教諭		18	
		寄宿舎指導員・実習助手		18	
		再任用		350	
		身体障がい者	小・中学校事務職員	2	
	警察	警察官		33	
		警察職員		1	
		再任用	警察官	10	
			警察職員	2	
選考採用計				1,119	
合計				1,452	

(2) 退職者数（令和元年度）

① 一般行政

(人)

区 分		一般行政
定年	部長級	27
	課長級	71
	課長補佐級以下	116
	計	214
早期	部長級	3
	課長級	13
	課長補佐級以下	157
	計（※1）	173 (29)
合 計		387

② 教育行政

(人)

区 分		小・中学校等	高等学校	特別支援学校	計
定年	校 長	119	12	3	134
	教頭等	14	6	0	20
	教諭等	272	136	46	454
	事務・栄養職員	12	0	9	21
	計	417	154	58	629
早期	校 長	5	1	0	6
	教頭等	3	1	0	4
	教諭等	111	32	17	160
	事務・栄養職員	5	0	1	6
	計（※1）	124 (59)	34 (8)	18 (8)	176 (75)
合 計		541	188	76	805

③ 警察行政

(人)

区 分		警察行政
定年	警察官	70
	警察職員	17
	計	87
早期	警察官	93
	警察職員	8
	計（※1）	101 (0)
合 計		188

(※1) 早期退職者のうち早期退職募集制度認定者数

(3) 定期異動の状況

① 異動者数 (令和元年4月1日転出ベース)

ア 一般行政

(人)

区 分	一般行政
部 長 級	47
課 長 級	358
課長補佐級	418
係 長 級	433
そ の 他	721
計	1,977

イ 教育行政

(人)

区 分	小・中学校等	高等学校	特別支援学校	計
校 長	209	45	2	256
教頭等	249	65	3	317
教諭等	1,474	374	191	2,039
事務・栄養職員	166			166
計	2,098	484	196	2,778

ウ 警察行政

(人)

区 分	警察行政
警察官	1,328
警察職員	147
計	1,475

② 昇任者数 (令和元年4月1日転入ベース)

ア 一般行政

(人)

区 分	一般行政
部 長	22
課 長	109
課長補佐	141
係 長	127
計	399

イ 教育行政

(人)

区 分	小・中学校等	高等学校	特別支援学校	計
校 長	108	19	4	131
教頭等	129	21	8	158
計	237	40	12	289

ウ 警察行政

(人)

区 分		警察行政
警察官	警 視	15
	警 部	19
警察職員	管理幹	7
	課長補佐	6
計		47

(4) 派遣職員数（令和元年4月1日現在）

市町村等への支援や職員の資質向上のため、他団体との職員交流を実施しています。

(人)

派遣先	一般行政	教育行政	警察行政
市町村等	60	68	10
民間・NPO・大学	20	143	1
都道府県	7	1	26
省庁等	16	21	32
公益的法人等	85	20	0
計	188	253	69

(5) 女性職員の登用状況（令和元年4月1日現在）

職場における男女共同参画を進めるため、女性職員の登用及び職域拡大に努めています。

区分		総登用数 A (人)	うち女性数 B (人)	割合 B/A (%)	
一般行政	部長級	78	4	5.1%	
	課長級	639	58	9.1%	
	課長補佐級	898	110	12.2%	
	係長級	1,173	276	23.5%	
	計(※1)	2,788	448	16.1%	
教育行政	校長	632	85	13.4%	
	教頭等	689	131	19.0%	
	計	1,321	216	16.4%	
警察行政	警察官	警視	121	1	0.8%
		警部	254	4	1.6%
	警察職員	管理幹	25	0	0.0%
		課長補佐	66	13	19.7%
	計	466	18	3.9%	

(※1) 教育職を除く。

(6) 退職管理の状況

退職職員の再就職状況（令和元年度）

再就職した元職員による依頼の規制等に関する条例（平成28年長野県条例第2号）に基づく届出の状況です。

区分		国又は 地方公 共団体 の機関	独立 行政 法人	地方三 公社等 (注1)	公益 法人	学校 法人等 (注2)	その他 の非営 利法人	営利 法人	その他	合計
一般行政	部長級	5	0	2	3	0	3	3	0	16
	課長級	5	0	3	16	5	7	7	0	43
	課長補佐 級以下	27	2	1	1	5	6	10	0	52
	計	37	2	6	20	10	16	20	0	111
教育行政	校長級	8	1	0	1	5	0	0	0	15
	教頭級	1	0	0	0	0	0	1	0	2
	計	9	1	0	1	5	0	1	0	17
警察行政	部長級	0	0	0	0	0	2	3	0	5
	課長級	0	0	0	0	0	14	14	0	28
	計	0	0	0	0	0	16	17	0	33
合計		46	3	6	21	15	32	38	0	161

(注1) 地方三公社等には、特殊法人・認可法人等の特別の法律により設立された法人を含む。

(注2) 学校法人等には、医療法人、社会福祉法人及び宗教法人を含む。



(7) 職員数の状況

① 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

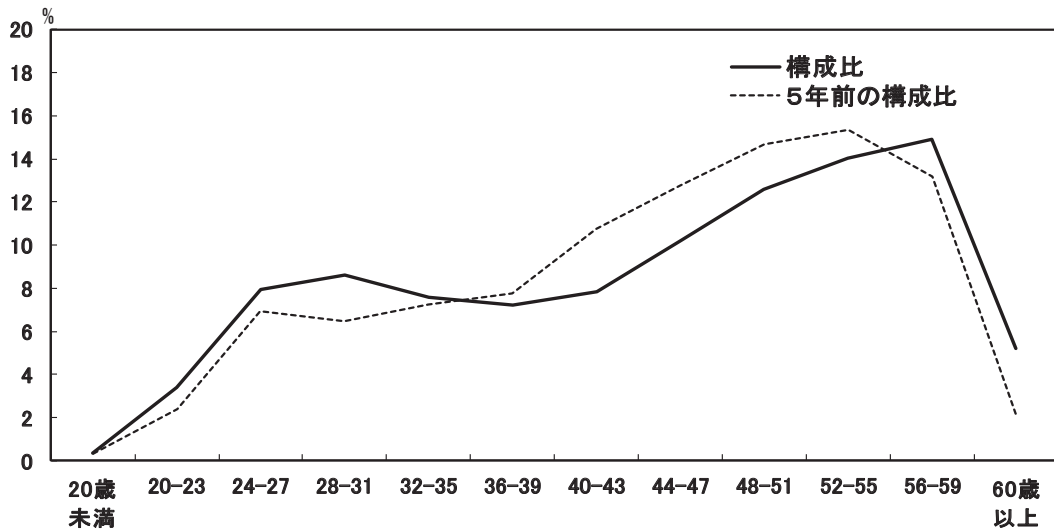
(人)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和元年	令和2年		
普通 会計 部門	一 般 行 政 部 門	議 会	40	40	0	
		総 務 企 画	806	888	82	
		税 務	245	249	4	
		民 生	422	464	42	
		衛 生	837	858	21	
		労 働	152	158	6	
		農 林 水 産	1,207	1,233	26	
		商 工	342	351	9	
		土 木	1,009	1,021	12	
		計	5,060	5,262	202	
	教育部門	17,095	17,106	11	会計年度任用職員の増	
	警察部門	3,947	3,948	1	警察官の増	
	小 計	26,102	26,316	214	(参考：人口10万人あたりの職員数 1,291.51人)	
計 公 部 営 門 企 業 業 等 会	病 院	0	0	0		
	水 道	50	51	1		
	下 水 道	57	57	0		
	そ の 他	74	74	0		
	小 計	181	182	1		
合 計		26,283 [28,403]	26,498 [28,403]	215	(参考：人口10万人あたりの職員数 1,300.44人)	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。地方公務員の身分を保有する休職者、育児休業中の職員、育児休業中の職員に対する代替職員（育休任期付職員）、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員（フルタイムの会計年度任用職員を除く）は含まれていません。

2 [ ]内は、条例定数（予算定数）の合計です。

② 年齢別職員構成の状況（平成31年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	101人	892人	2,084人	2,270人	1,998人	1,904人	2,064人	2,679人	3,312人	3,686人	3,924人	1,369人	26,283人

③ 職員数の推移

(人)

部門	区分	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政		5,088	5,078	5,080	5,085	5,060	5,262	174 (3.4%)
教育		17,645	17,558	17,372	17,140	17,095	17,106	△539 (△3.1%)
警察		3,894	3,910	3,927	3,937	3,947	3,948	54 (1.4%)
普通会計計		26,627	26,546	26,379	26,162	26,102	26,316	△311 (△1.2%)
公営企業等会計計		159	160	161	177	181	182	23 (14.5%)
総	合計	26,786	26,706	26,540	26,339	26,283	26,498	△288 (△1.1%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数  
令和2年度は、上記調査結果に会計年度任用職員（フルタイム）を加えた数

## 2 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

### (1) 勤務時間の状況（令和元年度）

区 分	1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
一般行政 教育行政	38時間45分	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分
警察行政	38時間45分	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分
		8時30分	12時15分	
		8時30分	21時30分	12時00分～13時00分 19時15分～19時30分
		3時45分	12時15分	7時45分～8時30分

- (注) 1 業務の状況を考慮して開始時刻を変更する場合や、交替制勤務機関や学校などにおいて勤務の特殊性から上表により難しい場合の勤務時間は別に定めています。
- 2 学校における休憩時間については、校長が別に定めています。

### (2) 時差勤務の状況（令和元年度）

	概要	実施回数	実施人数
業務に基づく時差勤務	所属長が、業務の状況等を考慮して、職員ごとに勤務の開始時刻を午前5時から午後1時までの間で変更できる制度。	2,559回	803人
育児・介護に基づく時差勤務	育児又は介護を行っている職員が、申請により勤務の開始時刻を午前7時30分から午前9時30分までの間に変更できる制度。	1,466回	9人
希望に基づく時差勤務	職員の希望に基づき、勤務の開始時刻を午前7時15分、7時30分、7時45分、8時、9時、9時30分又は10時に変更できる制度。	57,881回	2,918人

- (注) 1 知事部局に所属する一般職員について掲載しています。

(3) 休暇及び休業等の状況（令和元年度）

① 休暇の取得状況

年次休暇	総付与日数	総使用日数	全対象職員数	平均使用日数	消化率
	A (日)	B (日)	C (人)	B/C (日)	B/A (%)
	557,129	158,555	14,537	10.91	28.5%

(注) 1 対象期間は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までです。

介護休暇	延取得者数 (人)
	22

介護時間	延取得者数 (人)
	0

療養休暇 (連続30日超)	取得者数 (人)
	312

(注) 1 介護時間は、平成29年1月1日に新設されました。

② 休業等の取得状況

区 分	育児休業 取得者数 (人)	育児短時間 勤務職員数 (人)	部分休業 取得者数 (人)	自己啓発休業 取得者数 (人)	配偶者同行休業 取得者数 (人)
	男	23	3	3	4
女	941	67	53	1	7
計	964	70	56	5	7

(注) 前年度から引き続いて休業している職員を含みます。

(4) 時間外（超過）勤務の状況（令和元年度）

区 分		時間外勤務時間 (1人当たり)
一般行政職員	本 庁	157.3
	現 地	83.8
	計	103.5
警察行政職員	警察本部	288.0
	警察署	356.7
	計	315.6

### 3 職員の分限及び懲戒処分の状況

#### (1) 分限処分数（令和元年度）

分限処分は、一定の事由がある場合に、職員の意に反して行われる不利益処分であり、公務の能率維持及び適正運営確保のために行われるものです。

(人)

処分事由	処分の種類	処分の種類				計	失職
		降任	免職	休職	降給		
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号	0	0			0	
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号 第2項第1号	0	0	286		286	
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号	0	0			0	
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号	0	0			0	
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項第2号			2		2	
条例で定める事由による場合	地公法第27条第2項			0	0	0	
計		0	0	288	0	288	
地公法第28条第4項により失職した者							2
地公法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者							0

- (注) 1 同一人が複数にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。  
2 休職の期間が更新された場合は、その都度新たな処分が行われたものとみなして計上しています。

#### (2) 懲戒処分数（令和元年度）

懲戒処分は、一定の義務違反や公務員としてふさわしくない非行がある場合に、その責任を問う不利益処分であり、公務における規律と秩序の維持のために行われるものです。

(人)

処分事由	処分の種類	処分の種類				計	訓諭等
		戒告	減給	停職	免職		
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号	3	1	1	1	6	164
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号	4	1	0	1	6	71
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第29条第1項第3号	0	0	2	1	3	6
計		7	2	3	3	15	241

- (注) 同一人が複数にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

#### 4 職員の服務の状況

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされています。

この服務上の根本基準を基に、職員には多くの義務や制限が課せられています。

##### (1) 職員の服務違反（令和元年度）

区 分	内 容	処分等者数 (人)
秘密を守る義務違反	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様である。	0
政治的行為の制限違反	職員（企業職員の一部を除く）は、政治活動等の一定の政治的行為をしてはならない。	0
争議行為等の禁止違反	職員は、ストライキ、サボタージュ等の争議行為又は怠業的行為をしてはならない。	0
営利企業等の従事制限違反	職員は、任命権者の許可がある場合を除き、営利を目的とする会社その他の役員を兼ね、又は自ら私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事務事業にも従事してはならない。	0
欠勤・遅刻・早退・勤務態度の不良等		0
公職選挙法違反		0
休暇の不正利用・虚偽申請		0
職場内秩序びん乱		0
セクシュアル・ハラスメント		1
教職員による児童生徒に対する非違行為		2
通常業務処理不適正		1
公金官物処理不適正		1
その他（上記に属さない職務上の非違行為）		10

##### (2) 営利企業等の従事許可（令和元年度）

許可件数	従 事 内 容
58件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学の非常勤講師等</li> <li>・地域創生ファシリテーター</li> <li>・各種審査会等委員</li> <li>・クリニックパート職員</li> <li>・マッサージ業</li> <li>・山岳指導員</li> <li>・原稿執筆・出版</li> <li>・スキーインストラクター</li> <li>・各種セミナー、講座等講師</li> <li>・日本語教室アシスタント</li> <li>・営利企業、株式会社役員</li> <li>・農林業センサス調査員</li> <li>・選挙の投票立会人</li> <li>・競技審判</li> <li>・市町村地域活性化活動</li> <li>・研修等講座講師</li> <li>・太陽光電気の販売</li> <li>・ピアノ伴奏</li> <li>・バルーンアート、ハーモニカの演奏</li> <li>・手話通訳</li> <li>・ピアノ伴奏</li> <li>・サッカー審判員</li> <li>・放送局番組審議会委員</li> <li>・スキー準指導員</li> <li>・スケート指導員</li> <li>・フットサル審判員</li> <li>・不動産賃貸業</li> </ul>

5 職員の研修及び人事評価の状況

(1) 職員研修の実績(令和元年度)

一般的な行政職員を対象としたものを掲載しています。  
これ以外にも教員や警察職員等を対象とした多種多様な研修があります。

区分		対象者	回数	日程	受講人数	
能力開発研修	政策力	職員力量形成ゼミ	全職員	一回	通年	22
		政策形成に活かす統計活用研修	全職員	一回	通所2日	27
		職員海外派遣研修(短期留学)	主査以下職員	一回	1ヵ月間	1
		早稲田大学マニフェスト研究所人材マネジメント部会派遣	課長補佐級以下職員	一回	通年	3
		RESAS活用研修	全職員	一回	通所半日	56
	共感力	地域に飛び出す職員支援研修	全職員	一回	通所半日	38
		クレーム対応力向上研修	全職員	一回	通所1日	20
		ヘビー・クレーム対応力向上研修	全職員	一回	通所1日	26
		C S・接遇力向上研修	全職員	一回	通所1日	37
		ファシリテーション研修	全職員	一回	通所1日	24
	発信力	危機管理メディア対応研修	管理監督者	一回	通所1日	11
		伝わりやすい話し方研修	全職員	二回	通所1日	60
		共働のためのコミュニケーション力養成講座	全職員	一回	通所1日	9
		ワンペーパー資料作成研修	全職員	二回	通所1日	60
		パワーポイントを活用した資料作成研修	全職員	一回	通所1日	31
	専門技能習得	財務諸表研修	全職員	一回	通所1日	28
		職員語学研修	全職員	一回	通年	10
		コーチング研修	全職員	一回	通所2日	31
		実務セミナー派遣(長野経済研究所)	全職員	四回	通所1日	12
						計
キャリア形成研修	若手職員の早期育成	新規採用課程①[県職員の基礎]	採用1年目	3回	3泊4日	199
		新規採用課程②[地域を知る]	採用1年目	10回	通所1日	196
		新規採用課程③[ビジネススキル・共感力]	採用1年目	4回	通所2日	199
		新規採用課程④[知事との対話]	採用1年目	1回	通所1日	198
		採用3年目研修[政策形成・キャリアデザイン]	採用3年目	6回	通所2日	167
		採用5年目研修[政策形成]	採用5年目	5回	通所1日	123
					計	1,082
リーダー研修	管理監督者のマネジメント力養成	課長研修[政策形成・マネジメント]	課長級職員	4回	通所2日	100
		新任係長研修[政策形成・マネジメント]	新任係長	5回	通所2日	129
		評価者研修	管理監督者	3回	通所1日	72
		職員育成について考えるワークショップ	管理監督者	9回	通所半日	199
		短期ビジネススクール派遣	監督職員	1回	2泊3日	2
		ビジネスリーダー育成をめざすワークショップ派遣(経協)	監督職員	一回	通年	1
					計	503
職場等支援研修	WLB	ワークライフバランス研修	全職員	4回	通所半日	58
		子育て職員支援研修	育児中の職員等	2回	通所半日	28
	女性活躍	キャリアデザイン研修	主事・技師級及び主任級	1回	通所1日	27
		リーダービジョン研修	主査・係長級	1回	通所1日	26
	職員支援	新規採用職員教育担当者研修	新採教育担当者	2回	通年	139
		任用替職員フォローアップ研修	任用替職員	1回	通所1日	6
		教養講座	全職員	1回	通所1.5時間	86
		県民とのコミュニケーション研修	全職員	2回	通所半日	25
		議会答弁書作成研修	答弁作成担当職員	5回	通所1.5時間	209
		eラーニング	全職員	一回	通年	40
					計	644
					合計	2,735

## (2) 人事評価の実施状況（令和元年度）

公務能率を増進させることを目的に、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行うか、若しくは、以下の点を目的として定期的に人事評価（「職務遂行力評価」及び「業績評価」）を実施しています。

- ①組織の目標を踏まえて、職務を自己計画・自己評価により遂行できる職員の養成
- ②他者からのフィードバックによる自己理解の促進と、これを契機とした業績向上への動機付け
- ③上司と部下のコミュニケーションの活性化
- ④能力や意欲と実績を重視した人事管理の推進

### 【勤務成績の評定・職務遂行力評価】

評定・評価期間	平成31年1月～令和元年12月
評定・評価の回数	期末に1回
対象者数（人）	27,575

#### （対象者の内訳）

知事部局	5,118
行政委員会	35
県議会事務局	37
企業局	113
教育委員会事務局	975
教育委員会の教員	17,427
警察本部	3,870
合 計	27,575

### 【業績評価】

評価期間	前期：平成31年4月～令和元年9月 後期：令和元年10月～令和2年3月 （教育委員会の教員） 平成31年4月～令和2年3月
評価の回数	各期末に1回 （教育委員会の教員） 年度末に1回
対象者数（人）	前期：9,740 後期：10,015 （教育委員会の教員） 年度末：17,427

#### （対象者の内訳）

	前期	後期	年度末
知事部局	4,924	5,089	-
行政委員会	36	35	-
県議会事務局	37	37	-
企業局	109	113	-
教育委員会	945	958	-
教育委員会の教員	-	-	17,427
警察本部	3,689	3,783	-
合 計	9,740	10,015	17,427

※ 職員の採用・退職等に伴い、各評価の対象者数に異同がある。



## 6 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 健康診断等の実施状況（令和元年度）

職員の健康管理のため各種健康診断を実施するとともに、職員の心の健康づくりのため、研修会等のメンタルヘルス事業を実施しています。

#### ① 定期健康診断

対 象 者	受診者 (人)
労働安全衛生法第66条、労働安全衛生規則第44条、学校保健安全法第15条に基づく定期健康診断対象者	7,931

#### ② 人間ドック

対 象 者	受診者 (人)
<一般行政> (1泊2日) 55歳, 60歳 (日 帰 り) 33歳, 35歳, 37歳, 39歳, 41歳, 43歳, 45歳, 47歳, 49歳, 51歳, 53歳, 57歳, 59歳, 退職予定者 ※短期大学及び看護大学の教職員は教育行政の適用 <教育行政> (1泊2日) 35歳, 39歳, 43歳, 47歳, 51歳, 55歳, 59歳, 60歳, 退職予定者 (日 帰 り) 33歳, 37歳, 41歳, 45歳, 49歳, 52歳, 53歳, 54歳, 56歳, 57歳, 58歳, 61歳, 62歳, . . . . . 63歳, 65歳以上の者 <警察行政> (1泊2日) 40歳, 50歳 (日 帰 り) 35歳, 37歳, 42歳, 44歳, 46歳, 48歳, 52歳, 54歳, 56歳, 58歳, 59歳以上希望者	12,789

#### ③ 特別検診の種類と受診者

特別検診の種類	受診者 (人)
胃検診	3,498
有機溶剤取扱者特殊健康診断	246
特定化学物質特殊健康診断	197
放射線業務従事者特殊健康診断	121
福祉施設等職員特殊健康診断	97
と畜検査業務等従事者特別検診	97
VDT作業従事者特殊健康診断	1,838
B型肝炎予防接種（ワクチン接種）	232
B型肝炎予防接種（抗原・抗体検査）	859
B型肝炎予防接種（追加接種）	16
結核健診（予防）事業	30
脳ドック	533
一日健診	692
女性検診（子宮頸がん検診）	8,487
骨密度検査	586
特定業務従事者健康診断（深夜業務従事者）	1,082
高気圧作業健康診断（潜水業務）	23
けん銃特練生健康診断（鉛）	20
騒音作業健康診断	27
運転業務従事者健康診断	0
石綿取扱者特殊健康診断	184

(2) 共済組合の負担金・掛金（令和元年度）

職員及びその扶養者の病気・負傷等に関する給付事業を実施しています。

区 分		地方職員共済組合 長野県支部	公立学校共済組合 長野支部	警察共済組合 長野県支部
組合員数（R2. 3. 31現在） （任意継続組合員を除く）		6,801 人	17,821 人	3,980 人
短期給付に 要する費用	負 担 金	1,891,951 千円	4,842,769 千円	936,136 千円
	掛 金	1,893,471 千円	4,832,191 千円	948,401 千円
介護給付金の納 付に要する費用	負 担 金	241,860 千円	610,483 千円	97,614 千円
	掛 金	241,962 千円	610,425 千円	99,685 千円
厚生年金保険 給付に要する 費用	負 担 金	6,527,650 千円	18,433,755 千円	3,915,597 千円
	掛 金	3,900,163 千円	10,499,465 千円	2,455,381 千円
退職等年金 給付に要する 費用	負 担 金	320,078 千円	860,655 千円	198,521 千円
	掛 金	319,849 千円	860,647 千円	201,259 千円
経過的長期 給付に要する 費用	負 担 金	87,800 千円	349,163 千円	51,636 千円
組合の事務に 要する費用	負 担 金	33,345 千円	136,550 千円	30,461 千円
福祉事業に 要する費用	負 担 金	53,715 千円	161,846 千円	33,582 千円
	事業補助	42,484 千円	196,620 千円	24,760 千円
	掛 金	51,744 千円	161,838 千円	32,842 千円

(3) 職員互助会の掛金・補助金（令和元年度）

職員が心身ともに健康で働けるよう、福利厚生事業を実施しています。

区 分	長野県職員 互助会	長野県教職員 互助組合	長野県警察 職員互助会
会員数（R2.3.31現在） A	7,958 人	17,120 人	3,975 人
互助会に対する補助金 B	0 千円	0 千円	0 千円
会員による掛金額 C	302,427 千円	602,942 千円	110,723 千円
補助率 B/C	0.0 %	0.0 %	0.0 %
1人当たりの年間補助金額 B/A	0 円	0 円	0 円

(4) 公務・通勤災害の認定状況（令和元年度）

職員の公務上の災害及び通勤による災害の防止に努めるとともに、被災した職員等に対して補償を行っています。

① 常勤職員

(人)

区 分		職 員 数
	負 傷	277
	(死亡)	0
	疾 病	16
	(死亡)	1
	脳心疾患 (死亡)	1 1
公務災害		293
(死亡)		1
通勤災害		8
(死亡)		0
合 計		301
(死亡)		1

- (注) 1 死亡事案の件数は内数です。  
 2 脳心疾患には、外傷性のものは含みません。  
 3 公務外・通勤災害非該当は含みません。

② 非常勤職員

(人)

区 分		職 員 数
	負 傷	3
	(死亡)	0
	疾 病	0
	(死亡)	0
	脳心疾患 (死亡)	0 0
公務災害		3
(死亡)		0
通勤災害		2
(死亡)		0
合 計		5
(死亡)		0

## 7 職員給与等の状況

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和2年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 30年度の 人件費率
元年度	2,087,307人	839,209,530千円	5,482,575千円	253,903,043千円	30.3%	32.1%

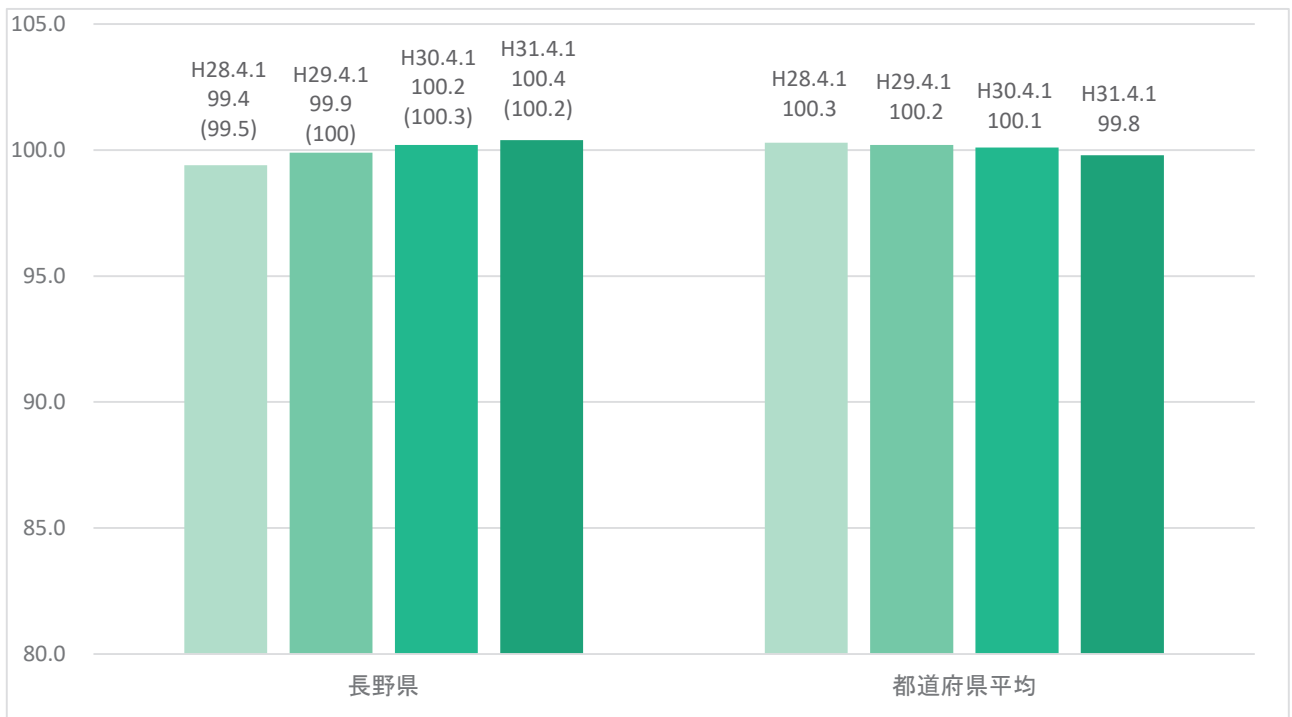
(注) 人件費には児童手当を含みません。

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
元年度	26,102人	116,569,695千円	21,459,156千円	46,368,828千円	184,397,679千円	7,065千円

(注) 職員手当には退職手当、児童手当を含みません。職員数は、31年4月1日現在の人数です。

### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
元年度	円 382,077	円 381,783	294円 (0.08%)	% 0.08	% 0.08	% 0.09

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

② 特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
元年度	月 4.43	月 4.45	月 △0.02	月 4.45	月 4.45	月 4.50

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成31年4月1日現在)

代表的な職種の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額は、次のとおりです。

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
長野県	45.4歳	337,900円	401,437円	372,575円
国	43.4歳	329,433円	—	411,123円
都道府県平均	42.9歳	325,365円	412,987円	368,214円

② 技能労務職

公務員						民間			参考
区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	区分	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
長野県	58.0歳	8人	283,900円	305,413円	297,750円	民間の類似 職種	—	—	—
うち庁務 技師	58.0歳	8人	283,900円	305,413円	297,750円		うち用務員	55.6歳	211.6千円
国	50.9歳	2,431人	287,312円	—	329,380円	—	—	—	—
都道府県 平均	53.3歳	197人	322,644円	378,703円	355,577円	—	—	—	—

【参考】年収ベース（試算値）での比較

公務員（長野県）		民間		参考
職種	年収（C）	職種	年収（D）	C/D
庁務技師	4,872 千円	用務員	2,883.4 千円	1.69

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（用務員は平成 28～30 年の 3 ヶ年平均）  
 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。  
 3 公務員及び民間の年収データは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③ 高等学校、特別支援学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長野県	46.8 歳	377,900 円	427,008 円
都道府県平均	44.8 歳	374,301 円	438,678 円

④ 小・中学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長野県	45.3 歳	373,700 円	418,221 円
都道府県平均	42.7 歳	358,882 円	416,270 円

⑤ 警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
長野県	37.7 歳	323,700 円	435,479 円	357,114 円
国	41.4 歳	318,875 円	—	376,765 円
都道府県平均	38.4 歳	321,712 円	461,961 円	370,144 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成 31 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。  
 3 「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(6) 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

一般職のうち、代表的な職種の新任給は、次のとおりです。

区 分		長 野 県	国
一般行政職	大学卒	191,200円	180,700円
	高校卒	156,200円	148,600円
技能労務職	高校卒	151,500円	—
	中学卒	—	—
高等学校教育職	大学卒	213,600円	—
	高校卒	—	—
小・中学校等教育職	大学卒	213,600円	—
	高校卒	—	—
警 察 職	大学卒	222,500円	209,700円
	高校卒	185,600円	171,200円

(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成31年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	275,371円	353,419円	384,631円	402,792円
	高校卒	238,780円	295,314円	348,168円	373,188円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—
高等学校教育職	大学卒	316,671円	395,990円	423,692円	438,421円
	高校卒	—	—	—	—
小・中学校等教育職	大学卒	318,688円	394,668円	417,118円	427,385円
	高校卒	—	—	—	—
警 察 職	大学卒	290,116円	382,666円	412,181円	406,721円
	高校卒	268,068円	344,136円	393,137円	412,706円



(8) 級別職員数等の状況 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

① 一般行政職

一般行政職の総職員数は 5,327 人であり、級別の職員数は次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号俸の給料月額	最高号俸の給料月額
9級	1 複雑かつ困難な業務を行う本庁の部長の職務 2 極めて複雑かつ特に困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務	25 人	0.5%	468,200 円	538,800 円
8級	1 本庁の部長の職務 2 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務	50 人	0.9%	416,800 円	478,700 円
7級	1 複雑かつ困難な業務を行う本庁の課長の職務 2 複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務 3 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の課長の職務 4 複雑かつ困難な業務を行う企画幹の職務	236 人	4.4%	370,700 円	454,400 円
6級	1 本庁の課長の職務 2 現地機関の長の職務 3 複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の課長の職務 4 企画幹の職務	428 人	8.0%	326,000 円	419,000 円
5級	1 課長補佐の職務 2 現地機関の課長の職務	909 人	17.1%	295,100 円	401,400 円
4級	1 係長の職務 2 特に規模の小さい現地機関の課長の職務 3 規模の小さい現地機関の課長補佐の職務 4 担当係長の職務 5 主幹の職務 6 主査の職務	1,673 人	31.4%	268,600 円	392,400 円
3級	主任の職務	583 人	10.9%	234,900 円	357,500 円
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	930 人	17.5%	198,100 円	310,700 円
1級	主事又は技師の職務	493 人	9.3%	147,200 円	252,900 円

② 高等学校、特別支援学校教育職

高等学校、特別支援学校教育職の総職員数は 4,749人 であり、級別の職員数は次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号俸の 給料月額	最高号俸の 給料月額
4級	高等学校又は特別支援学校の校長の職務	109人	2.3%	425,800円	483,500円
3級	高等学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職務	155人	3.3%	337,300円	460,500円
2級	高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	4,226人	89.0%	206,600円	425,100円
1級	高等学校又は特別支援学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務	259人	5.5%	161,300円	335,500円

③ 小・中学校教育職

小・中学校教育職の総職員数は 9,999人 であり、級別の職員数は次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号俸の 給料月額	最高号俸の 給料月額
4級	小学校、中学校又は義務教育学校の校長の職務	558人	5.6%	415,400円	458,800円
3級	小学校、中学校又は義務教育学校の副校長又は教頭の職務	579人	5.8%	297,500円	431,400円
2級	小学校、中学校又は義務教育学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	8,544人	85.4%	177,600円	414,100円
1級	小学校、中学校又は義務教育学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務	318人	3.2%	161,300円	313,400円

④ 警察職

警察職の総職員数は 3,501 人であり、級別の職員数は次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号俸の 給料月額	最高号俸の 給料月額
9級	1 警察本部の部長の職務 2 極めて複雑かつ特に困難な業務をつかさどる警察署の長の職務	18人	0.5%	431,900円	486,700円
8級	1 複雑かつ特に困難な業務を行う警察本部の課長の職務 2 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の長の職務	23人	0.7%	390,100円	464,600円
7級	1 複雑かつ困難な業務を行う警察本部の課長の職務 2 複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の長の職務	59人	1.7%	355,000円	450,200円
6級	1 警察本部の課長の職務 2 警察署の長の職務 3 複雑かつ困難な業務を行う警察本部の次長の職務 4 複雑かつ困難な業務を行う警察署の次長の職務	77人	2.2%	326,100円	434,300円
5級	1 警察本部の次長の職務 2 警察署の次長の職務 3 複雑かつ困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職務 4 極めて複雑かつ困難な業務を行う係長の職務 5 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の課長の職務	454人	13.0%	299,200円	427,700円
4級	1 警察本部の課長補佐の職務 2 複雑かつ困難な業務を行う係長の職務 3 複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の課長の職務 4 極めて複雑かつ特に困難な業務を行う主任の職務	844人	24.1%	254,900円	406,800円
3級	1 係長の職務 2 警察署の課長の職務 3 複雑かつ困難な業務を行う主任の職務 4 複雑かつ困難な業務を行う巡査長の職務	713人	20.4%	214,400円	389,100円
2級	1 主任の職務 2 巡査長の職務 3 比較的高度の知識又は経験を必要とする業務を行う巡査の職務	869人	24.8%	187,400円	369,300円
1級	巡査の行う職務	444人	12.7%	171,300円	331,800円

(注) 長野県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

【参考】昇給への勤務成績の反映状況（一般行政職）

1	地方公務員法第40条に基づき、平成21年1月より職務遂行力評価、平成21年4月より業績評価を導入し、全職員を対象として勤務成績の評定を実施しています。
2	昇給日前1年間の勤務成績（職務遂行力評価及び業績評価の結果等）が良好である者の昇給区分を標準とし、勤務成績が良好で、かつ、当該期間中に昇任、昇格した者を上位区分、勤務成績が良好でない者を下位区分とします。

(9) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

長 野 県	国
1人当たり平均支給額（元年度） 1,734千円	—
（元年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.85月分 (1.45)月分 (0.9)月分	（元年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.9月分 (1.45)月分 (0.9)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

1	地方公務員法第40条に基づき、平成21年4月より業績評価を導入し、全職員を対象として勤務成績の評定を実施しています。
2	半年毎に、期首に業務目標を設定し、期末において業務目標に対する業績を5段階（A～E）で評価します。その評定結果に基づき勤勉手当の成績率を決定します。

② 退職手当（平成31年4月1日現在）

長 野 県	国
（支給率） 自己都合 応募認定・定年	（支給率） 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695月分 24.586875月分	勤続20年 19.6695月分 24.586875月分
勤続25年 28.0395月分 33.27075月分	勤続25年 28.0395月分 33.27075月分
勤続35年 39.7575月分 47.709月分	勤続35年 39.7575月分 47.709月分
最高限度額 47.709月分 47.709月分	最高限度額 47.709月分 47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(3%～45%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)
1人当たり平均支給額 3,308千円 22,428千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、元年度に退職した職員に支給された平均額です。

③ 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（元年度決算）		2,125,091千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）		74,593円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
東京都（特別区）	48人	20.0%	20.0%
大阪市等	4人	16.0%	16.0%
名古屋市等	6人	15.0%	15.0%
立川市	1人	12.0%	12.0%
みよし市等	2人	10.0%	10.0%
長野県（塩尻市）等	722人	1.7%	6.0%
長野県（長野市、松本市、諏訪市及び伊那市）	11,393人	1.7%	3.0%
長野県（上記以外）	13,935人	1.7%	0%
医師	31人	16.0%	16.0%
平均支給率		1.7%	1.73%

（注）「国の制度（支給率）」欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

④ 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（元年度決算）	1,574,945千円
支給職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）	87,692円
職員全体に占める手当支給職員の割合（元年度）	66.43%
手当の種類（手当数）	38

○一般職員

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（元年度決算）	左記職員に対する支給単価
税務手当	総務部税務課、県税徴収対策室、県税事務所に勤務する職員	県税の調査又は徴収に関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 932	業務1日につき600円（業務に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は360円）
福祉業務手当	福祉事務所、児童相談所、波田学院、女性相談センター、県立総合リハビリテーションセンター又は精神保健福祉センターに勤務する職員	福祉に関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 12,240	業務1日につき1,200円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
感染症防疫等作業手当	保健所、家畜保健衛生所、動物愛護センター又は環境保全研究所に勤務する職員	感染症の防疫等の作業のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 7,686	作業1日につき600円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額

精神障害者入院措置等業務手当	保健所に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条の2の2の規定による精神障がい者の入院のための移送等の作業のうち知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 686	作業1日につき500円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
麻薬取締手当	健康福祉部薬事管理課に勤務する職員	麻薬の取締りに関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 101	業務1日につき1,200円（業務に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は720円）
医療等業務手当	保健所又は県立総合リハビリテーションセンターに勤務する職員	医療等に関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 8,446	業務1日につき1,200円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
公害等検査手当	地域振興局、保健所検査課又は環境保全研究所に勤務する職員	公害等に係る検査の作業のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 5,612	作業1日につき600円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
研究指導等業務手当	工科短期大学校、南信工科短期大学校又は技術専門学校に勤務する職員	研究指導等に関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 3,325	業務1日につき1,200円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
種雄牛馬豚等取扱作業手当	畜産試験場に勤務する職員	種雄牛馬豚の自然交配、精液の採取等の作業のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 25	作業1日につき300円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
有害物取扱手当	試験研究機関等に勤務する職員	有毒ガスの発生を伴う作業又は有害な薬品等を取り扱う作業のうち、任命権者が人事委員会と協議して定めるもの	千円 17	作業1日につき400円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が人事委員会と協議して定める額
特殊現場作業手当	建設事務所、地域振興局等に勤務する職員	工事現場、災害現場、高圧線近接地等で作業条件が劣悪又は著しく危険な場所において行われる作業のうち知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 785	作業1日につき900円（特定原子力事業所の敷地内における作業にあつては作業1日につき40,000円）を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額

用地交渉 手当	建設事務所、地域振興局等に勤務する職員	用地の取得又は用地の取得に伴う物件若しくは権利の補償に関する権利者との交渉のうち、任命権者が人事委員会と協議して定めるもの	千円 2,285	交渉1日につき700円（交渉に従事した時間が1日につき2時間に満たない場合は560円。交渉が午後7時以後に及ぶ場合は400円を加算する。）
道路作業 手当	建設事務所に勤務する職員	道路の除雪の作業又は交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業のうち知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 146	作業1日につき300円（作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は180円）
死体処理 手当	特定大規模災害に対処するため人の死体の取扱いに関する作業で知事が人事委員会と協議して定めるものに従事した職員		千円 0	作業1日につき2,000円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
夜間看護等 手当	県立総合リハビリテーションセンターに勤務する職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。以下同じ。）において行われる看護等の業務	千円 7,689	勤務1回につき3,550円（深夜における勤務時間が2時間以上4時間に満たない場合は3,100円、2時間に満たない場合は2,150円）
航空業務 手当	消防防災航空センターに勤務する職員	航空機の操縦作業	千円 1,255	作業1時間につき5,100円（特に危険又は困難な作業で知事が人事委員会と協議して定めるものにあつては、その額はその額の100分の45に相当する額を超えない範囲内において、知事が人事委員会と協議して定める額を加えた額）を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
		航空機の整備作業		作業1日につき1,380円（作業に従事した時間が1日につき2時間に満たない場合は830円）
		航空機に搭乗して行う消防、防災等の業務（知事が人事委員会と協議して定めるものに限る。以下「消防防災業務」という。）		業務1時間につき2,200円（特に危険又は困難な業務で知事が人事委員会と協議して定めるものにあつては、その額はその額の100分の30に相当する額を加えた額）を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
		飛行中の航空機から降下して行う消防防災業務		業務1日につき870円

外国勤務手当	外国において勤務する職員のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 26,790	勤務1月につき在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）第2条第1項に規定する在外職員であるとした場合に同法の規定により支給されることとなる在勤手当の額を超えない範囲内において、勤務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
--------	------------------------------------	--------------	--

○学校職員

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (元年度決算)	左記職員に対する 支給単価
教務手当	昼間部の勤務を本務とする教育職員	夜間部の授業又はその補助	千円 347	1時間につき670円の範囲内において長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額
	夜間部の勤務を本務とする教育職員	昼間部の授業又はその補助		
	教育職員	本務のほかに行った通信教育における添削指導又は面接指導		
	教育職員	夜間における農業の実習指導		
多学年学級担当手当	小学校、中学校又は義務教育学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教育職員のうち教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める教育職員	3以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	千円 397	業務1日につき180円
		2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導		業務1日につき150円
教員特殊業務手当	教育職員	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるもの 修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、実施するものに限る。）において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの 対外運動競技等において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等に行うもの 学校の管理下において行われる部活動における幼児、児童	千円 1,017,403	業務1日（泊を伴うものにあつては、1泊）につき8,000円（被害が特に甚大な非常災害の際の業務に従事した場合にあつては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）の範囲内において任命権者が人事委員会（大学以外の教育職員に対して支給する場合にあつては知事及び人事委員会）と協議して定める額



		又は生徒に対する指導業務で泊を伴うもの、週休日若しくは休日等に行うもの又は半日勤務時間が割り振られた日の正規の勤務時間外に行うもの 特別支援学校において幼児、児童又は生徒に対して行う教育に関する業務のうち教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるもの 小学校又は中学校の学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項に規定する特別支援学級を担当する場合において当該担当する特別支援学級の児童又は生徒に対して直接行う教育に関する業務 小学校又は中学校における学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条の規定による特別の教育課程による教育に従事することを本務とする場合において児童又は生徒に対して直接行う当該教育に関する業務 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第44条に規定する児童自立支援施設に入所又は通所している児童又は生徒に対して直接行う教育に関する業務を本務とする場合における当該業務 学生に対する研究指導に関する業務のうち任命権者が人事委員会と協議して定めるもの		
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に置かれる教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等で、その職務が困難であるとして教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるものの職務を担当する教育職員	当該担当に係る業務	千円 53,694	業務1日につき100円
入学者選拔手当	教育職員	入学者選抜のための審査又は採点の事務及び進学生徒に関する調査書作成の事務	千円 21,555	1時間につき240円
特殊現場作業手当	教育職員	特定原子力事業所の敷地内又は原子力災害対策本部長の指示に基づき設定された区域等	千円 0	作業1日につき40,000円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考

		において行う業務を考慮して人事委員会が定める区域において行われる作業のうち長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるもの		慮して、長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額
死体処理手当	特定大規模災害に対処するため人の死体の取扱いに関する作業で長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるものに従事した教育職員		千円 0	作業1日につき2,000円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額

○警察職員

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (元年度決算)	左記職員に対する 支給単価
刑事手当	警部以下の警察官	主として私服員として行った犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕の作業	千円 114,017	作業1日につき560円(作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は340円)
留置業務手当	警察官	被疑者等の留置、看守及び護送の作業	千円 9,359	作業1日につき340円(作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は200円)
犯罪鑑識手当	警察職員	指紋、手口若しくは写真を利用して行う犯罪鑑識の作業(準備の作業を含む。)又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用して行う鑑定の作業	千円 12,881	作業1日につき560円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
警ら手当	警察官	警らの作業	千円 60,253	作業1日につき340円(作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は200円)
少年補導手当	一般職員	少年補導の作業	千円 0	作業1日につき330円(作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は200円)
交通取締手当	警察職員	交通取締用自動車その他特殊自動車を運転する作業又は交通の指導取締り、交通整理、交通検問若しくは交通事故処理の作業	千円 63,399	作業1日につき840円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額

航空業務 手当	警察職員	航空機の操縦作業	千円 12,696	作業1時間につき5,100円 (特に危険又は困難な作業で任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものにあつては、その額はその額の100分の45に相当する額を超えない範囲内において、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額を加えた額)を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
		航空機の整備作業		作業1日につき1,380円(作業に従事した時間が1日につき2時間に満たない場合は830円)
		航空機に搭乗して行う搜索、救難等の作業(任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。以下「搜索作業」という。)		作業1時間につき2,200円 (特に危険又は困難な作業で任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものにあつては、その額はその額の100分の30に相当する額を加えた額)を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
		飛行中の航空機から降下して行った搜索作業		作業1日につき870円
術科手当	警察職員	柔道、剣道、逮捕術又はけん銃操法の術科訓練の指導	千円 94	指導1日につき310円(指導に従事した時間が1日につき2時間に満たない場合は190円)
爆発物等 取扱手当	警察職員	実験用爆発物の製造若しくは解体の作業又は実験用爆発物を用いて行う爆発実験の作業	千円 0	作業1日につき620円(作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は380円)

	警察職員	特殊危険物質（サリン（メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。以下この項において同じ。）及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。以下同じ。）の製造過程を解明する等の目的で行う実験の作業で当該特殊危険物質が発生するおそれがあるもの		
	警察職員	火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）又は高压ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）の規定に基づく立入検査の作業		作業 1 日につき 310 円（作業に従事した時間が 1 日につき 4 時間に満たない場合は 190 円）
	警察職員（特殊危険物質又はその疑いのある物質の処理作業に係る爆発物等処理手当を支給される者を除く。）	特殊危険物質による被害のおそれがある区域内において行う作業		
救助特別手当	警察職員	山岳若しくは大規模災害現場において著しく危険かつ困難な状況のもとで行う遭難者の救助（捜索を含む。以下この項において同じ。）の作業若しくは被災者の救助若しくは救援の作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）又は山岳遭難救助の訓練	千円 2,264	作業又は訓練 1 日につき 1,900 円を超えない範囲内において、作業又は訓練の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
死体処理手当	警察職員	(1) 人の死体の処理作業 (2) 特定大規模災害に対処するため人の死体の処理作業又は人の死体の取扱いに関する作業で任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるもの	千円 45,445	(1) にあつては作業 1 日につき 3,200 円、(2) にあつては作業 1 日につき 2,000 円
爆発物等処理手当	警察職員	著しく危険かつ緊急を要する状況のもとで行う爆発物容疑物件の処理作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）	千円 0	勤務 1 回につき 5,200 円
	警察職員	特殊危険物質又はその疑いのある物質の処理作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）		
警衛警護手当	警察官	身辺の警衛又は警護の作業（任命権者が知事及び人事	千円	作業 1 日につき 1,150 円を超えない範囲内において、作

		委員会と協議して定めるものに限る。)	420	業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
銃器犯罪捜査手当	警察官	銃器若しくはその疑いのある物が使用されている現場又は銃器が使用されるおそれがある現場における逮捕、警戒等の作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）	千円 750	勤務1日につき1,640円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
夜間特殊業務手当	警察職員	交替制勤務により正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。）において行われる特殊な業務	千円 76,025	勤務1回につき1,100円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
緊急呼出業務手当	警察職員	突発的に発生した事件又は事故を処理するため、正規の勤務時間以外の時間において緊急の呼出しにより勤務することを命ぜられて行う、当該事件又は事故の処理業務（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）	千円 5,193	勤務1回につき1,240円
潜水手当	警察職員	水器具を着用した潜水作業	千円 174	作業1時間につき1,500円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
特殊現場作業手当	警察職員	特定原子力事業所の敷地内又は原子力災害対策本部長の指示に基づき設定された区域等において行う業務を考慮して人事委員会が定める区域において行われる作業のうち任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるもの	千円 559	作業1日につき40,000円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額

⑤ 時間外勤務手当

	一般行政	警察行政	合計	職員1人当たり 平均支給年額
元年度	1,619,206千円	1,928,102千円	3,547,308千円	370千円
30年度	1,285,140千円	1,792,348千円	3,077,488千円	320千円

⑥ その他の手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (元年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (元年度決算)						
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。	異なる	〈国の制度〉 配偶者、父母等… 行政職俸給表(一) 7級以下6,500円 8級以上3,500円 子…10,000円	2,841,045 千円	243,261 円						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>子、孫、 父母、祖父 母、弟妹、 重度心身障 がい者</td> <td>1人につき子10,000円、父母等 6,500円。 なお、扶養親族である子のうち、満 15歳に達する日後の最初の4月1 日から満22歳に達する日以後の最 初の3月31日までの間にある子に ついては、当該子の扶養手当の月額 に5,000円を加算した額を当該子の 扶養手当の月額とする</td> </tr> </tbody> </table>					区分	手当の額	配偶者	6,500円	子、孫、 父母、祖父 母、弟妹、 重度心身障 がい者	1人につき子10,000円、父母等 6,500円。 なお、扶養親族である子のうち、満 15歳に達する日後の最初の4月1 日から満22歳に達する日以後の最 初の3月31日までの間にある子に ついては、当該子の扶養手当の月額 に5,000円を加算した額を当該子の 扶養手当の月額とする
区分	手当の額										
配偶者	6,500円										
子、孫、 父母、祖父 母、弟妹、 重度心身障 がい者	1人につき子10,000円、父母等 6,500円。 なお、扶養親族である子のうち、満 15歳に達する日後の最初の4月1 日から満22歳に達する日以後の最 初の3月31日までの間にある子に ついては、当該子の扶養手当の月額 に5,000円を加算した額を当該子の 扶養手当の月額とする										
住居手当	住宅を借り受け月額10,500円を超える家賃を支払っている職員に対し支給。	異なる	〈国の制度〉 月額12,000円を超 える家賃を支払っ ている職員に対し支 給。 借家等 [家賃月23,000円以下] 支給額= 家賃相当額-12,000円 [家賃月23,000円超] 支給額=11,000円+(家賃 相当額-23,000円)×1/2	1,813,892 千円	277,056 円						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>借家等</td> <td>[家賃月23,000円以下] 支給額=家賃相当額-10,500円 [家賃月23,000円超] 支給額=12,500円+(家賃相当額- 23,000円)×1/2 (最高支給限度額:27,000円)</td> </tr> <tr> <td>別居する配 偶者のため の借家等</td> <td>上記の2分の1の額</td> </tr> </tbody> </table>					区分	手当の額	借家等	[家賃月23,000円以下] 支給額=家賃相当額-10,500円 [家賃月23,000円超] 支給額=12,500円+(家賃相当額- 23,000円)×1/2 (最高支給限度額:27,000円)	別居する配 偶者のため の借家等	上記の2分の1の額
	区分					手当の額					
借家等	[家賃月23,000円以下] 支給額=家賃相当額-10,500円 [家賃月23,000円超] 支給額=12,500円+(家賃相当額- 23,000円)×1/2 (最高支給限度額:27,000円)										
別居する配 偶者のため の借家等	上記の2分の1の額										

通勤手当	通勤のため電車・バスなどの交通機関又は自動車などの交通用具を使用する職員に対し支給。		異なる	《国の制度》 交通用具使用者の支給額 2,000円～31,600円  特急列車、高速道の加算限度額20,000円	2,808,962 千円	116,903 円
	区分	手当の額				
	交通機関利用者	6か月定期券等の価額により一括支給。1か月当たりの運賃等相当額（通勤のため特急列車等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、特急料金等を加算した額）が55,000円まで。 ただし、55,000円を超えるときは、その超える額の1/2（上限30,000円）を55,000円に加算した額。				
交通用具使用者	使用距離に応じて2,460円～41,050円。（自動車・バイク・自転車とも同額） ただし、通勤のため高速道路を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、高速道路料金を加算した額。（55,000円を超えるときは、その超える額の1/2（上限30,000円）を55,000円に加算した額）					
単身赴任手当	異動に伴う住居の移転により、同居していた配偶者と別居する職員に対し支給。基本額は30,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との距離に応じて8,000円～16,000円を加算。		異なる	《国の制度》 8,000～70,000円を加算	437,172 千円	380,149 円
宿日直手当	正規の勤務時間外又は休日において、宿日直勤務をした職員に対し支給。		同じ	—	624,343 千円	213,377 円
	区分	手当の額(勤務1回につき)				
	医師	21,000円				
	一般の宿日直	4,400円				
	特別支援教育諸学校	7,100円				
警察	7,400円					
特別勤務員管理職手当	公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した給料の特別調整額の支給を受ける管理・監督の地位にある職員に対し支給。勤務1回につき12,000円以内（勤務が6時間を超える場合には18,000円以内）の額とする。		同じ	—	39,212 千円	92,919 円
休日給	国民の祝日及び年末年始の休日の正規の勤務時間に勤務することを命ぜられた職員（教員を除く）に対して、勤務1時間当たりの額に135/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。		同じ	—	796,666 千円	156,669 円

給料の特別調整額	管理・監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で指定するものに対して、その職務・職責に応じた額を支給。	同じ	—	1,672,887 千円	725,135 円										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な職</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長級（行政職）</td> <td>94,800円～130,700円</td> </tr> <tr> <td>課長級（行政職）</td> <td>59,000円～ 80,700円</td> </tr> <tr> <td>学校の校長</td> <td>53,400円～ 74,300円</td> </tr> <tr> <td>学校の教頭</td> <td>34,700円～ 54,300円</td> </tr> </tbody> </table>					主な職	支給額	部長級（行政職）	94,800円～130,700円	課長級（行政職）	59,000円～ 80,700円	学校の校長	53,400円～ 74,300円	学校の教頭	34,700円～ 54,300円
	主な職					支給額									
	部長級（行政職）					94,800円～130,700円									
	課長級（行政職）					59,000円～ 80,700円									
学校の校長	53,400円～ 74,300円														
学校の教頭	34,700円～ 54,300円														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯等の区分</th> <th colspan="2">世帯主である職員</th> <th rowspan="2">その他の職員</th> </tr> <tr> <th>扶養親族のある職員</th> <th>その他の世帯主である職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月額</td> <td>17,800円</td> <td>10,200円</td> <td>7,360円</td> </tr> </tbody> </table>	世帯等の区分	世帯主である職員		その他の職員	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	月額	17,800円	10,200円	7,360円					
世帯等の区分		世帯主である職員			その他の職員										
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員													
月額	17,800円	10,200円	7,360円												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師・歯科医師</td> <td>国家試験に合格してからの期間に応じ181,400円～368,400円</td> </tr> <tr> <td>理学療法士 作業療法士</td> <td>採用後の期間に応じ 2,000円～10,000円</td> </tr> <tr> <td>特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの</td> <td>採用後の期間に応じ 500円～2,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手当の額	医師・歯科医師	国家試験に合格してからの期間に応じ181,400円～368,400円	理学療法士 作業療法士	採用後の期間に応じ 2,000円～10,000円	特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの	採用後の期間に応じ 500円～2,500円							
区分	手当の額														
医師・歯科医師	国家試験に合格してからの期間に応じ181,400円～368,400円														
理学療法士 作業療法士	採用後の期間に応じ 2,000円～10,000円														
特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの	採用後の期間に応じ 500円～2,500円														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師・歯科医師</td> <td>国家試験に合格してからの期間に応じ181,400円～368,400円</td> </tr> <tr> <td>理学療法士 作業療法士</td> <td>採用後の期間に応じ 2,000円～10,000円</td> </tr> <tr> <td>特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの</td> <td>採用後の期間に応じ 500円～2,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手当の額	医師・歯科医師	国家試験に合格してからの期間に応じ181,400円～368,400円	理学療法士 作業療法士	採用後の期間に応じ 2,000円～10,000円	特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの	採用後の期間に応じ 500円～2,500円							
区分	手当の額														
医師・歯科医師	国家試験に合格してからの期間に応じ181,400円～368,400円														
理学療法士 作業療法士	採用後の期間に応じ 2,000円～10,000円														
特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの	採用後の期間に応じ 500円～2,500円														
寒冷地手当	条例で定める寒冷地に勤務する職員に対し、冬季間における寒冷、積雪による暖房費等の増嵩分を補填する趣旨で、11月から翌年3月までの期間、条例で定めた額を職員の世帯等の区分に応じ支給。	同じ	—	1,554,902 千円	65,173 円										
初任給調整手当	医師・歯科医師等で人事委員会が定める職員に対し支給。	同じ	—	75,538 千円	2,797,700 円										
務特 手地 当勤	生活の著しく不便な山間地に所在する公署として人事委員会が定めるものに勤務する職員に対して、給料月額に支給割合（2級地3.7/100）を乗じて得た額を支給。	異なる	<国の制度> 2級地の支給割合 8/100	2,852 千円	46,748 円										
夜勤 手 当	正規の勤務時間として、午後10時から翌朝の午前5時までの間に勤務する職員に対して、勤務1時間当たりの額に25/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。	同じ	—	182,909 千円	71,869 円										
指農 導林 手業 当普 及	農林業普及指導業務に従事する職員に対し、給料月額に4/100を乗じて得た額を支給。			31,574 千円	171,598 円										
へき 地 手 当	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間へき地に所在する学校等に勤務する学校職員に対して、給料月額に支給割合（1級地2.7/100～4級地5.7/100）を乗じて得た額を支給。			30,009 千円	63,713 円										



義務教育等 教員特別手当	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校等の教育職員に対し、給料の級及び号俸に応じ、2,000円から8,000円の範囲内で支給。			1,098,959 千円	61,535 円
定時制通信 教育手当	定時制又は通信制課程を置く高校で、定時制又は通信制を本務とする教諭等に対し、20,000円を支給。なお、夜間定時制本務の教諭等には2,000円を加算。			77,279 千円	239,995 円
産業教育手当	農業課程又は工業課程を置く高校で、実習を伴う農業又は工業の科目を担当する教諭等に対し、20,000円又は12,000円を支給。			105,055 千円	231,908 円

(10) 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		給料月額等
給 料	知 副 知 事 事	1,292,000円 996,000円
報 酬	議 副 議 長 長 員	996,000円 870,000円 813,000円
期 末 手 当	知 副 知 事 事	(元年度支給割合) 3.35月分
	議 副 議 長 長 員	(元年度支給割合) 3.35月分
退 職 手 当	知 副 知 事 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
		129万2千円×在職月数×0.53 3,286万8千480円 原則、最終退職時 99万6千円×在職月数×0.38 1,816万7千40円 原則、最終退職時

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

(11) 公営企業職員の状況

① 職員給与費の状況（決算）

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考) 30年度の総費用に占め る職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
元年度					
電気事業	2,674,281	1,350,026	326,587	12.2	12.0
水道事業	4,560,376	767,661	277,329	6.1	6.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 192,064 千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
元年度						
電気事業	56	229,358	63,186	96,802	389,346	6,953
水道事業	56	248,196	53,244	105,194	406,634	7,261

(注) 職員手当には退職手当、児童手当を含みません。職員数は、31年4月1日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		平均年齢	基本給	平均月収額
電気事業	長野県	43.4歳	357,140円	557,648円
	団体平均	44.7歳	366,662円	583,120円
水道事業	長野県	49.6歳	387,003円	594,124円
	団体平均	43.6歳	363,687円	576,360円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

長野県	
1人当たり平均支給額（元年度）	
電気事業	1,729 千円
水道事業	1,878 千円
(元年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.85 月分
(1.45) 月分	(0.90) 月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～20%
・管理職加算	15～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

	長 野 県	
(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続 20年	19.6695 月	24.586875 月
勤続 25年	28.0395 月	33.27075 月
勤続 35年	39.7575 月	47.709 月
最高限度額	47.709 月	47.709 月
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(3%~45%加算)	
1人当たり平均支給額		
電気事業	- 千円	24,610 千円
水道事業	- 千円	22,813 千円

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、元年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

支給実績（元年度決算）		8,649 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（元年度決算）		77,223 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
	%	人	%
電気事業（全県）	1.7	56	1.7
水道事業（全県）	1.7	56	1.7

エ 特殊勤務手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

支給実績（元年度決算）		千円		
	電気事業	120		
	水道事業	245		
支給職員 1 人当たり平均支給年額（元年度決算）		円		
	電気事業	6,312		
	水道事業	18,863		
職員全体に占める手当支給職員の割合（元年度）		%		
	電気事業	33.9		
	水道事業	23.2		
手当の種類（手当数）		電気事業及び水道事業合計で 6		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (元年度決算)	左記職員に対する 支給単価
特殊現場 作業手当	職員	地上又は水面上 15 メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業	千円 99	1 日につき 500 円 (2 時間未満の場合 300 円)
		地上又は水面上 5 メートル以上 15 メートル未満の足場の不安定な箇所で行う作業		1 日につき 400 円 (2 時間未満の場合 240 円)
		橋脚の基礎工事その他河川等におけるこれに類する工事において地面下 15 メートル以上の縦坑（直径が 15 メートル未満のものに限る。）で行う作業		1 日につき 500 円 (2 時間未満の場合 300 円)

	橋脚の基礎工事その他河川等におけるこれに類する工事において水面下2メートル以上の深所又は地面下5メートル以上の縦坑（直径が5メートル未満のものに限る。）で行う作業		1日につき400円 （2時間未満の場合240円）																
	土砂の崩落の危険がある溝、横坑又は斜坑の坑内で行う作業		1日につき500円 （2時間未満の場合300円）																
	土砂の崩落の危険がある作業現場の作業等で傾斜20度以上の斜面又はその直下の足場の不安定な箇所で行うもの		1日につき400円 （2時間未満の場合240円）																
	普通高圧以上の活線作業		1日につき500円 （2時間未満の場合300円）																
	特別高圧送電線路上における特殊装柱（開閉器装着柱、分岐柱、ガントリー柱等をいう。）の活線上部作業		1日につき500円 （2時間未満の場合300円）																
	水圧鉄管の内部作業		1日につき500円 （2時間未満の場合300円）																
	水圧鉄管充水中の水車、ケーシング又はドラフトチューブの内部作業		1日につき200円 （4時間未満の場合120円）																
	次の範囲内で活線に近接して行う作業		1日につき200円 （4時間未満の場合120円）																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>距離区分 活線の電圧区分</th> <th>頭上 メートル以内</th> <th>側面 メートル以内</th> <th>足下 メートル以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,300ボルト以上 22,000ボルト未満</td> <td>0.4</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>22,000ボルト以上 154,000ボルト未満</td> <td>0.6</td> <td>1.0</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>154,000ボルト以上</td> <td>1.8</td> <td>2.5</td> <td>3.6</td> </tr> </tbody> </table>	距離区分 活線の電圧区分	頭上 メートル以内	側面 メートル以内	足下 メートル以内	3,300ボルト以上 22,000ボルト未満	0.4	0.8	0.8	22,000ボルト以上 154,000ボルト未満	0.6	1.0	1.2	154,000ボルト以上	1.8	2.5	3.6		
距離区分 活線の電圧区分	頭上 メートル以内	側面 メートル以内	足下 メートル以内																
3,300ボルト以上 22,000ボルト未満	0.4	0.8	0.8																
22,000ボルト以上 154,000ボルト未満	0.6	1.0	1.2																
154,000ボルト以上	1.8	2.5	3.6																
	電気工作物に係る次に掲げる作業で著しく危険なもの （1）送電線路補修作業 （2）外線作業 （3）主要機器の分解補修及び据付けの作業 （4）屋外鉄構の組立て又は架線の作業		1日につき200円 （4時間未満の場合120円）																
	大規模なダム建設工事現場（当該工事現場に附帯する発電所建設工事現場を含む。）で行う作業		1日につき400円 （2時間未満の場合240円）																
	重大な災害の発生した現場等で行う水防、消防、救助等の作業		1日につき600円（2時間未満の場合360円）。この場合において、作業が日没から日の出までの間（以下「夜間」という。）に行われるときは900円 （2時間未満の場合540円）																
	重大な災害の発生した現場等で行う巡回監視、避難誘導又は広報宣伝の作業		1日につき400円（2時間未満の場合240円）。この場合において、作業が夜間に行われるときは600円 （2時間未満の場合360円）																
	道路における上水道の漏水調査、導管の敷設等の作業で、午後8時から翌日の午前6時までの間において行うもの又は交通が頻繁な道路若しくは混雑する道路において交通を遮断することなく行うもの		1日につき400円 （2時間未満の場合240円）																

		洪水警戒体制時において行うダム管理の作業又は大雨、雷雨、強風等の悪天候下の屋外において行う水門管理の作業		1日につき300円 (2時間未満の場合180円)
		ダムにおいて行う12月1日から翌年の3月31日までの間の屋外又はダム本体内における計器の点検、整備、調査及び測定作業		1日につき300円 (2時間未満の場合180円)
		ダム湖において行う流木等の除去のための船上作業		1日につき400円 (2時間未満の場合240円)
		発電機の運転に伴い発生する騒音が90デシベル以上である当該発電機の周辺において行う当該運転中の発電機の主軸の点検その他の作業		1日につき500円 (2時間未満の場合300円)
取水口危険作業手当	職員	発電管理事務所、上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所の導水管内で行う作業	千円 30	1日につき500円 (2時間未満の場合300円)
		発電管理事務所、上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所の取水門において行うごみ除去の作業		
		送水管、導水管等の敷設作業で有毒ガスの充満又は酸素の欠乏するおそれのある管路の内部において行うもの		
有害物取扱手当	職員	有害ガスの発生を伴う実験等の作業又は有毒ガスの漏れるおそれの著しい危険な機器の取扱作業若しくは作業中有毒ガスの漏れた場合において行う必要な緊急処置で著しく危険な作業	千円 0	1日につき300円 (4時間未満の場合180円)
用地交渉手当	職員	用地の取得又は用地の取得に伴う物件若しくは権利の補償に関し、現地において次に掲げる者以外の権利者を行う交渉 (1)国、地方公共団体、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫、特別の法律により設立された法人のうち国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2に規定するものその他これらに準ずるもの (2)土地、物件又はこれらに関する権利の譲渡を申し出たもの	千円 0	1日につき700円(2時間未満の場合560円)。この場合において、交渉が午後7時以後に及ぶときは1,100円(2時間未満の場合960円)
浄水検査手当	職員	上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所に勤務し、浄水の最終検査に従事することを常例とする職員が行う当該検査	千円 236	1日につき400円 (2時間未満の場合240円)
感染症防疫等作業手当	職員	家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条に定める家畜伝染病のうち豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するために行う家畜の殺、家畜の死体の焼却若しくは埋葬又は畜舎等の消毒の作業	千円 0	1日につき300円 (4時間未満の場合180円)

オ 時間外勤務手当

支給実績（元年度決算）		千円
電気事業		26,427
水道事業		21,401
職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）		千円
電気事業		562
水道事業		437
支給実績（30年度決算）		千円
電気事業		18,745
水道事業		15,421
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）		千円
電気事業		408
水道事業		315

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (元年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (元年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。		異なる	千円	円
	区分	手当の額		電気事業	電気事業
	配偶者	6,500円		9,463	270,357
子、孫、 父母、祖父 母、弟妹、 重度心身障 がい者	1人につき子10,000円、父母等 6,500円。 なお、扶養親族である子のうち、満 15歳に達する日後の最初の4月1 日から満22歳に達する日以後の最 初の3月31日までの間にある子に ついては、当該子の扶養手当の月額 に5,000円を加算した額を当該子の 扶養手当の月額とする。	《国の制度》 配偶者、父母等… 行政職俸給表（一） 7級以下6,500円 8級以上3,500円 子…10,000円	水道事業 7,071	水道事業 202,029	

住居手当	住宅を借り受け月額10,500円を超える家賃を支払っている職員に対し支給。		異なる	《国の制度》	千円	円
	区分	手当の額		月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し支給。	電気事業 1,994	電気事業 249,250
	借家等	[家賃月23,000円以下] 支給額=家賃相当額-10,500円 [家賃月23,000円超] 支給額=12,500円+(家賃相当額-23,000円)×1/2 (最高支給限度額:27,000円)		借家等 [家賃月23,000円以下] 支給額=家賃相当額-12,000円 [家賃月23,000円超] 支給額=11,000円+(家賃相当額-23,000円)×1/2	水道事業 1,383	水道事業 197,571
	別居する配偶者のための借家等	上記の2分の1の額				
通勤手当	通勤のため電車・バスなどの交通機関又は自動車などの交通用具を使用する職員に対し支給。		異なる	《国の制度》	千円	円
	区分	手当の額		交通用具使用者の支給額 2,000円~31,600円	電気事業 7,702	電気事業 171,163
	交通機関利用者	6か月定期券等の価額により一括支給。1か月当たりの運賃等相当額(通勤のため特急列車等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、特急料金を加算した額)が55,000円まで。 ただし、55,000円を超えるときは、その超える額の1/2(上限30,000円)を55,000円に加算した額。		特急列車、高速道の加算限度額 20,000円	水道事業 8,034	水道事業 154,492
	交通用具使用者	使用距離に応じて2,460円~41,050円。(自動車・バイク・自転車とも同額) ただし、通勤のため高速道路を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、高速道路料金を加算した額。(55,000円を超えるときは、その超える額の1/2(上限30,000円)を55,000円に加算した額)				
単身赴任手当	異動に伴う住居の移転により、同居していた配偶者と別居する職員に対し支給。基本額は30,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との距離に応じ8,000円~16,000円を加算。		異なる	《国の制度》 8,000~70,000円を加算	千円 電気事業 912 水道事業 0	円 電気事業 456,000 水道事業 0

宿日直手当	正規の勤務時間外又は休日において、宿日直勤務をした職員に対し、勤務1回につき4,400円を支給。	同じ	—	千円 電気事業 35 水道事業 26	円 電気事業 4,400 水道事業 4,400										
管理職員特別勤務手当	公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した給料の特別調整額の支給を受ける管理・監督の地位にある職員に対し支給。勤務1回につき12,000円以内（勤務が6時間を超える場合には18,000円以内）の額とする。	同じ	—	千円 電気事業 165 水道事業 118	円 電気事業 41,250 水道事業 23,600										
給料の特別調整額	管理・監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で指定するものに対して、その職務・職責に応じた額を支給。 <table border="1" data-bbox="252 862 770 981"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長級（行政職）</td> <td>94,800円～130,700円</td> </tr> <tr> <td>課長級（行政職）</td> <td>59,000円～80,700円</td> </tr> </tbody> </table>	職	支給額	部長級（行政職）	94,800円～130,700円	課長級（行政職）	59,000円～80,700円	同じ	—	千円 電気事業 8,096 水道事業 6,629	円 電気事業 899,600 水道事業 946,971				
職	支給額														
部長級（行政職）	94,800円～130,700円														
課長級（行政職）	59,000円～80,700円														
寒冷地手当	条例で定める寒冷地に勤務する職員に対し、冬季間における寒冷、積雪による暖房費等の増高分を補填する趣旨で、11月から翌年3月までの期間、条例で定めた額を職員の世帯等の区分に応じ支給。 <table border="1" data-bbox="252 1227 770 1429"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯等の区分</th> <th colspan="2">世帯主である職員</th> <th rowspan="2">その他の職員</th> </tr> <tr> <th>扶養親族のある職員</th> <th>その他の世帯主である職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月額</td> <td>17,800円</td> <td>10,200円</td> <td>7,360円</td> </tr> </tbody> </table>	世帯等の区分	世帯主である職員		その他の職員	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	月額	17,800円	10,200円	7,360円	同じ	—	千円 電気事業 4,072 水道事業 3,885	円 電気事業 72,714 水道事業 73,302
世帯等の区分	世帯主である職員		その他の職員												
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員													
月額	17,800円	10,200円	7,360円												
務特 手地 当勤	生活の著しく不便な山間地に所在する公署として人事委員会が定めるものに勤務する職員に対して、給料月額に支給割合（2級地3.7/100）を乗じて得た額を支給。	異なる	<国の制度> 2級地の支給割合 8/100	千円 0	円 0										
夜勤 手 当	正規の勤務時間として、午後10時から翌朝の午前5時までの間に勤務する職員に対して、勤務1時間当たりの額に25/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。	同じ	—	千円 電気事業 2 水道事業 0	円 電気事業 2,263 水道事業 0										



8 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験の日程(令和元年度)

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県職員採用試験 (大学卒業程度)	行政A	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人 ②平成10年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和2年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	6月23日 長野市 安曇野市	7月9日～19日 7月26日～8月5日 長野市	8月20日
	行政B	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①平成6年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人 ②平成10年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和2年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	4月14日 長野市 松本市	5月17日・20日 5月24日・27日 長野市	6月3日
	行政B 【秋季 チャン ス】	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①平成6年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人 ②平成10年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和2年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月22日 長野市 松本市 東京都	10月11日・15日 10月18日・21日 長野市	11月1日
	社会 福祉	次の①又は②を満たす人で③及び④並びに⑤を満たす人。 ①昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人 ②平成10年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和2年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤社会福祉法第19条に定める社会福祉主事の任用資格を有する人(令和2年3月31日までに当該資格を取得する見込みの人を含む。)	6月23日 長野市 安曇野市	7月9日～19日 7月26日～8月5日 長野市	8月20日

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県職員採用試験 (大学卒業程度)	心理	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人 ②平成10年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和2年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	6月23日 長野市 安曇野市	7月9日～19日 7月26日～8月5日 長野市	8月20日
	電気	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和57年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人 ②平成8年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成30年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	機械	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人 ②平成10年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和2年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	化学	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人 ②平成10年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和2年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	農業	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和57年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人 ②平成8年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成30年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県職員採用試験 (大学卒業程度)	水産	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人 ②平成10年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和2年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	6月23日 長野市 安曇野市	7月9日～19日 7月26日～8月5日 長野市	8月20日
	総合 土木	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人 ②平成10年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和2年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	建築	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和57年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人 ②平成8年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成30年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	林業	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人 ②平成10年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和2年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	薬剤師	次の①又は②を満たす人で③及び④並びに⑤を満たす人。 ①昭和59年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人 ②平成8年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和2年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤薬剤師の免許を有する人(令和2年の春までに行われる国家試験により、当該免許を取得する見込みの人を含む。)			

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県職員採用試験 (大学卒業程度)	保健師	次の①又は②を満たす人で③及び④並びに⑤を満たす人。 ①昭和59年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人 ②平成10年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和2年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤保健師の免許を有する人(令和2年の春までに行われる国家試験により、当該免許を取得する見込みの人を含む。)	6月23日 長野市 安曇野市	7月9日～19日 7月26日～8月5日 長野市	8月20日
	管理 栄養士	次の①又は②を満たす人で③及び④並びに⑤を満たす人。 ①昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人 ②平成10年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和2年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤管理栄養士の免許を有する人(令和2年の春までに行われる国家試験により、当該免許を取得する見込みの人を含む。)			
長野県職員採用試験 (高校卒業程度)	行政	次のすべてを満たす人。 ①平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月29日 長野市 松本市	10月22日 11月5日～11月8日 長野市	11月17日
	電気	次のすべてを満たす人。 ①平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	農業	次のすべてを満たす人。 ①平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	総合 土木	次のすべてを満たす人。 ①平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	林業	次のすべてを満たす人。 ①平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県警察職員採用試験 (大学卒業程度)	行政	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人 ②平成10年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和2年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	6月25日 長野市 松本市	7月21日 長野市	8月6日
	鑑識 化学	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人 ②平成10年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和2年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	情報 処理	次の①又は②を満たす人で③及び④並びに⑤を満たす人。 ①昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人 ②平成10年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和2年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤独立行政法人情報処理推進機構が実施する経済産業省認定の情報処理技術者試験(ITパスポート試験及び情報セキュリティマネジメント試験を除く。)に合格している人又は情報処理安全確保支援士試験に合格している人			
長野県警察職員採用試験 (高校卒業程度)	行政	次のすべてを満たす人。 ①平成8年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月29日 長野市 松本市	10月20日 11月1日 長野市	11月20日
長野県警察官採用試験 (A・令和2年4月採用第1回)	男性	次のすべてを満たす人。 ①昭和59年4月2日以降に生まれた男性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和2年3月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	5月12日 長野市 松本市 東京都 愛知県	6月1日 6月17日～21日 長野市	7月3日

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県警察官採用試験 (A・令和2年4月採用第1回)	女性	次のすべてを満たす人。 ①昭和59年4月2日以降に生まれた男性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和2年3月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	5月12日 長野市 松本市 東京都 愛知県	6月1日 6月17日～21日 長野市	7月3日
長野県警察官採用試験 (B・令和元年10月採用)	男性	次のすべてを満たす人。 ①昭和59年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた女性。ただし、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和2年3月までに卒業見込みの人を除く。 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	5月12日 長野市 松本市 東京都 愛知県	6月2日 6月24日～26日 長野市	7月3日
	女性	次のすべてを満たす人。 ①昭和59年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた女性。ただし、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和2年3月までに卒業見込みの人を除く。 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
長野県警察官採用試験 (A・令和2年4月採用第2回)	男性	次のすべてを満たす人。 ①昭和59年4月2日以降に生まれた男性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和2年3月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	7月14日 長野市 松本市 東京都 愛知県	8月3日 8月20日～22日 長野市	9月6日
	女性	次のすべてを満たす人。 ①昭和59年4月2日以降に生まれた男性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和2年3月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県警察官採用試験 (A・令和2年4月採用第2回)	サイバー犯罪捜査官	次のすべてを満たす人。 ①昭和59年4月2日以降に生まれた男性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和2年3月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ④独立行政法人情報処理推進機構が実施する経済産業省認定犯罪捜査官の情報処理技術者試験(ITパスポート試験及び情報セキュリティマネジメント試験を除く。)に合格している人又は情報処理安全確保支援士試験に合格している人	7月14日 長野市 松本市 東京都 愛知県	8月3日 8月20日～22日 長野市	9月6日
長野県警察官採用試験 (B・令和2年4月採用)	男性	次のすべてを満たす人。 ①昭和58年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた男性。ただし、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和2年3月までに卒業見込みの人を除く。 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月22日 長野市 塩尻市	10月20日 10月25日～30日 長野市	11月20日
	女性	次のすべてを満たす人。 ①昭和58年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた女性。ただし、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和2年3月までに卒業見込みの人を除く。 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
長野県市町村立小中学校 事務職員採用試験	小中事務	次のすべてを満たす人。 ①昭和59年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月29日 長野市 松本市	10月22日 11月5日～11月8日 長野市	11月20日

(2) 採用試験の実施状況（令和元年度）

試験の名称	試験区分	採用予定人員 (人)	申込者数 (人)	1次試験 受験者数 (人) A	1次試験 合格者数 (人)	2次試験 受験者数 (人)	最終 合格者数 (人) B	競争倍率 (%) A/B
長野県職員採用試験 (大学卒業程度)	行政A	40名程度	409	325	146	138	49	6.6
	行政B	15名程度	431	367	85	79	31	11.8
	行政B 【秋季 チャンス】	5名程度	227	141	33	26	11	12.8
	社会 福祉	5名程度	19	16	7	7	4	4.0
	心理	若干名	20	18	9	8	3	6.0
	電気	若干名	15	11	10	9	4	2.8
	機械	若干名	6	5	3	3	2	2.5
	化学	5名程度	20	13	9	9	6	2.2
	農業	15名程度	41	32	26	23	14	2.3
	水産	若干名	4	3	2	2	1	3.0
	総合 土木	15名程度	31	22	16	16	13	1.7
	建築	5名程度	6	5	4	3	3	1.7
	林業	5名程度	22	18	14	14	9	2.0
	薬剤師	若干名	6	3	2	2	2	1.5
	保健師	5名程度	17	14	11	11	8	1.8
管理 栄養士	若干名	20	17	6	5	2	8.5	



試験の名称	試験区分	採用 予定人員 (人)	申込者数 (人)	1次試験 受験者数 (人) A	1次試験 合格者数 (人)	2次試験 受験者数 (人)	最終 合格者数 (人) B	競争倍率 (%) A/B
長野県職員採用試験 (高校卒業程度)	行政	5名程度	97	79	14	8	5	15.8
	電気	若干名	10	8	5	5	2	4.0
	農業	若干名	9	7	6	6	1	7.0
	総合 土木	若干名	9	8	2	1	1	8.0
	林業	若干名	4	4	4	1	1	4.0
長野県警察職員採用試験 (大学卒業程度)	行政	5名程度	80	60	21	21	7	8.6
	鑑識 化学	若干名	16	14	12	10	1	14.0
	情報 処理	若干名	2	2	2	1	1	2.0
長野県警察職員採用試験 (高校卒業程度)	行政	若干名	97	82	29	29	6	13.7
長野県警察官採用試験 (A) (令和2年4月採用第 1回)	男性	60名程度	398	282	236	160	75	3.8
	女性	10名程度	104	71	50	34	16	4.4
長野県警察官採用試験 (A) (令和2年4月採用第 2回)	男性	15名程度	246	106	81	50	15	7.1
	女性	5名程度	57	30	27	19	6	5.0
	サイバー 犯罪捜査 官	若干名	3	2	2	0	—	—
長野県警察官採用試験 (B) (令和元年10月採用)	男性	15名程度	205	161	87	77	20	8.1
	女性	5名程度	41	27	16	15	5	5.4
長野県警察官採用試験 (B) (令和2年4月採用)	男性	35名程度	253	182	149	128	40	4.6
	女性	5名程度	100	73	37	31	12	6.1
長野県市町村立小中学校 事務職員採用試験	小中 事務	15名程度	293	227	53	47	18	12.6

(3) 採用選考の実施状況（令和元年度）

① 社会人経験者を対象とする県職員採用選考

選考	選考区分	採用 予定者数 (人)	申込者数 (人)	1次考査 受験者数 (人) A	1次考査 合格者数 (人)	2次考査 受験者数 (人)	最終 合格者数 (人) B	競争倍率 (倍) A/B
第1回	行政 (一般枠)	5名程度	164	110	29	27	6	18.3
	社会福祉	若干名	11	7	3	3	1	7.0
	総合土木	5名程度	7	4	1	1	1	4.0
	電気	若干名	3	2	2	1	1	2.0
第2回	行政 (一般枠)	10名程度	299	213	41	38	11	19.4
	行政 (地域活力創造枠)	5名程度	66	46	12	12	5	9.2
	社会福祉	5名程度	21	13	11	11	10	1.3
	心理	5名程度	6	4	4.0	4.0	2.0	2.0
	機械	若干名	7	5	3	3	1	5.0
	農業	若干名	8	7	4	3	2	3.5
	水産	若干名	1	0	—	—	—	—
	総合土木	5名程度	11	8	6	5	3	2.7
	林業	若干名	4	3	2	2	1	3.0
	建築	若干名	2	1	1	1	0	—
	化学	若干名	11	5	4	4	2	2.5
	薬剤師	若干名	2	2	2	2	2	1.0
	保健師	若干名	3	3	3	3	1	3.0
	管理栄養士	若干名	10	9	7	7	1	9.0

② 身体障がい者を対象とする職員採用選考

職 種	採用 予定者数 (人)	申込者数 (人)	受験者数 (人) A	合格者数 (人) B	競争倍率 (倍) A/B
県職員	10名程度	110	87	9	9.7
警察行政職員	若干名	45	37	1	37.0
小中事務	若干名	43	35	0	—

③ 県職員（南信工科短期大学の教授、准教授又は講師）採用選考

職種	受験者数 (人) A	合格者数 (人) B	競争倍率 (倍) A/B
教授、准教授又は講師	1	1	1.0

④ 県職員（工業技術総合センター主任研究員又は研究員）採用選考

職種	受験者数 (人) A	合格者数 (人) B	競争倍率 (倍) A/B
主任研究員又は研究員	1	1	1.0

⑤ 県職員（ヘリコプター操縦士及び整備士）採用選考

職種	受験者数 (人) A	合格者数 (人) B	競争倍率 (倍) A/B
ヘリコプター操縦士	15	1	15.0
ヘリコプター整備士	3	2	1.5

⑥ 県警行政職員採用選考

職種	受験者数 (人) A	合格者数 (人) B	競争倍率 (倍) A/B
ヘリコプター操縦士	16	2	8.0
航空整備士	9	2	4.5
保健師	3	2	1.5
情報処理	3	1	3.0
建築士	1	0	—

⑨ 県警察官（サイバー犯罪捜査官）採用選考

職種	受験者数 (人) A	合格者数 (人) B	競争倍率 (倍) A/B
巡査、巡査部長又は警部補	1	0	—

## 9 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況（令和元年）

### 第1 基本的な考え方

- ・ 給与勧告は、労働基本権を制約されている地方公務員の適正な処遇を確保し、能率的な行政運営を維持するため、地方公務員法が定める情勢適応の原則に基づいて行われるもの
- ・ 本委員会は、職員の給与について、地域の民間従業員の給与、国及び他の都道府県の職員の給与との均衡を図ることなどを考慮し、報告及び勧告を実施

### 第2 職員の給与

#### 1 職員給与と民間給与の比較

企業規模・事業所規模50人以上の県内199民間事業所を抽出し、従業員8,042人の給与月額等を調査（完了率 91.0%）

##### (1) 月例給

職員と民間従業員の本年4月分給与を調査し、主な給与決定要素である職種、役職、年齢、学歴を同じくする者同士を比較した結果は、下表のとおり

民間従業員の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (C)=(A)-(B) (C/B×100)
382,077円	381,873円	294円 (0.08%)

##### (2) 特別給（ボーナス）

民間において、昨年8月から本年7月までの1年間に支払われた賞与等と、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を比較した結果は、下表のとおり

民間支給月数 (A)	職員支給月数 (B)	較 差 (A)-(B)
4.43月分	4.45月分	△0.02月分

#### 2 給与改定の内容

##### (1) 給料表

人事院が勧告した俸給表に準じることを基本としつつ、本県における民間給与水準を重視し、一定の調整を行うことにより初任給及び若年層の給料月額を引上げ改定

##### (2) 期末手当・勤勉手当

民間の年間支給月数（4.43月分）とおおむね均衡しているため、改定を行わない。

##### (3) 住居手当

職員宿舍使用料等を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を1,500円引上げ（10,500円→12,000円）。これにより生ずる原資を用いて、民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を700円引上げ（27,000円→27,700円）

##### (4) 初任給調整手当

獣医師の確保が困難となっていることから、他の都道府県の状況等を踏まえ、獣医師に対する初任給調整手当を新設

#### 3 実施時期

平成31年4月1日から実施。ただし、住居手当及び初任給調整手当については令和2年4月1日から実施

### 第3 人事管理に関する課題

#### 1 人材の確保・育成・活用

- ・ 多様な有為の人材の採用に向けて、社会情勢の変化に即した職員採用制度の見直しを逐次行っていくとともに、長野県職員として働くことの魅力をより効果的に発信していくなど、積極的に人材確保策を展開していく。採用が困難となっている一部の技術職種について、人材確保に向けた新たな取組を引き続き検討していくことが必要
- ・ 次代の県政を担う若手・中堅職員の育成は重要な課題。職員が主体的なキャリア形成意識を持ち、学び続け、成長していけるよう支援していくことが重要。管理・監督の立場にある職員が、リーダーシップを発揮し、適切なマネジメントを行うことが必要
- ・ 女性活躍推進の観点から、職員採用試験における女性の受験者増加に向けた取組を進めるとともに、女性職員の登用を推進していくために、職域の拡大を図りつつ、家庭生活とキャリアを両立しながら働くことができる職場環境づくりに一層取り組むことが重要
- ・ 人事院は本年8月、定年の引上げを実現するための措置が早期に実施されるよう、改めて要請。今後、国の関係法令の改正状況や他の都道府県の動向を注視しながら、本県の実情を踏まえて引き続き検討を進めていくことが必要
- ・ 再任用希望者の意欲や能力、適性等に応じて、適切な業務や職位へ配置するなど、定年前に培った能力と経験を本格的に活用していくことが必要。なお、55歳を超える職員の昇給抑制についても、引き続き検討していくことが必要

#### 2 仕事と家庭の両立支援の推進と勤務環境の整備等

- ・ 年齢や性別にかかわらず職員が育児や介護に関する両立支援制度を有効活用できるよう、制度の周知や相談体制の整備に努めるとともに、職場全体で制度を活用している職員をサポートするという意識の醸成を図っていくことが重要
- ・ 不妊治療と仕事の両立も重要な課題であり、民間の状況や他の都道府県の状況等を注視し、不妊治療を受けやすい制度の導入を検討していくことも必要
- ・ ワーク・ライフ・バランスを一層推進していくため、柔軟で多様な働き方を可能とするための勤務時間制度や休暇制度について、今後も検討していくことが必要
- ・ 風通しのよい組織づくりに努め、コンプライアンスを一層推進していくことが重要。職場等におけるハラスメントの防止のため、研修等を通じた職員への周知及び指導を進め、明るく働きやすい職場環境づくりに努めることが重要
- ・ 会計年度任用職員制度への円滑な移行に向けて、十分な準備を進め、多様な人材が活躍できる職場づくりに取り組んでいくことが必要
- ・ 人事院は、非常勤職員の休暇について、夏季休暇を設けることとしており、本県においても検討を行っていくことが必要
- ・ 身体障がい者に加え知的障がい者、精神障がい者の採用を進めるとともに、障がいの特性に応じて、その能力が十分に発揮され、職場に定着できるよう、活躍の場の拡大や合理的配慮を推進することが必要

#### 3 働き方改革と時間外勤務の縮減

- ・ 本年4月に時間外勤務の上限を定めたところであり、制度を適切に運用していくことが必要。やむを得ず長時間の時間外勤務命令をせざるを得ない場合には、医師による面接指導が適切に行われることが重要
- ・ 時間外勤務の縮減は、職員の健康保持のみならずワーク・ライフ・バランスの推進、公務能率の向上の観点からも極めて重要な課題であり、同時に働き方改革にも積極的に取り組むことが重要。今後も各任命権者において実効性のある取組を続けていくことが重要
- ・ 長時間労働を是正する取組を推進していく上では、管理・監督の立場にある職員を含めた全ての職員の時間外勤務及び在庁の状況の把握に努めることが必要であり、勤務時間を客観的に把握する方策を具体的に検討していくことが必要
- ・ 年次休暇等を有効に活用できるよう、取得促進のための取組を推進していくことが必要

10 勤務条件に関する措置の要求の状況（令和元年度）

区分	平成30年度末 (31.3.31) 係属件数	令和元年度						令和元年度末 (2.3.31) 係属件数
		新規 請求 件数	処理件数					
			判定			却下	取下げ	
			全部 容認	一部 容認	全部 否認			
給 与	0							0
旅 費	0							0
勤務時間	0							0
休 暇	0							0
執務環境	0							0
厚生福利	0							0
転 任	0							0
任 用	0							0
そ の 他	0							0
計	0	0	0	0	0	0	0	0

11 不利益処分に関する審査請求の状況（令和元年度）

区分	平成30年度末 (31.3.31) 係属件数	令和元年度						令和元年度末 (2.3.31) 係属件数
		新規 請求 件数	処理件数					
			判定			却下	取下げ	
			処分 承認	処分 修正	処分 取消			
分 限 処 分	免 職	0						0
	休 職	0						0
	降 任	0						0
懲 戒 処 分	免 職							0
	停 職	0						0
	減 給	0						0
	戒 告	0						0
そ の 他	0							0
計	0	0	0	0	0	0	0	0